

昭和三十一年五月二十九日(火曜日)午前十時五十三分開会

五月二十九日委員石井桂君及び龜田得治君辭任につき、その補欠として小幡治和君及び菊川孝夫君を議長において指名した。

委員長 青木 一男君
理事

野本	品吉君
宮田	重文君
千葉	信君
島村	軍次君

井上 清一君
小幡 治和君
木島 虎藏君

木村篤太郎君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君

田畑	菊川	江田
金光君	孝夫君	三郎君

松浦 清一君
吉田 法晴君
高瀬莊太郎君

豐田 雅孝君
廣瀨 久忠君
堀 眞琴君

國務大臣	船田	中君
政府委員		

内閣総理大臣 賀屋 正雄
官房審議室長

防衛庁次長 増原 恵吉君

防衛庁長官
官房長
門叶
宗雄君

防衛庁防衛局長 林 一夫君

防衛庁教育局長事務取扱
都村新次郎君

防衛庁人事局長
加藤 陽三君

防衛庁経
理局長
北島 武雄君

防衛片装
小山雄二君

佛居士
周側

常任委員
會專門員
杉田正三郎君

の会議に付した案件

議の構成等に関する法律案

出、衆議院送付)

青木一男君）これより委員

後更につきお知らせいたし奉

學言廿六 卒上冬九 五二

に菊川孝夫君が選任されました。

青木一男君）国防会議の構

する法律案を議院として質

国防會議の構成等に関

案に關しまして質疑をいたし

法律案を拝見をいたしてみま

又が非常に簡単でわかりにく

れておりません。提案理由の

防衛政務次官 永山 忠則君
防衛庁次長 増原 惠吉君
防衛庁長 門叶 宗雄君
官官房長
防衛庁防衛局長 林 一夫君
防衛庁教育局 都村新次郎君
長事務取扱
防衛庁人 加藤 陽三君
事局長
防衛庁経 北島 武雄君
理局長
防衛庁装 小山 雄二君
備局長
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○国防会議の構成等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。

委員の変更につきお知らせいたしました。

本日亀田得治君が辞任されまして、その補欠に菊川孝夫君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 国防会議の構成等に関する法律案を議題として質疑を行います。

○吉田法晴君 国防会議の構成等に関する法律案に關しまして質疑をいたしたいと思いますが、国防会議の構成等に関する法律案を拝見をいたしてみますと、条文が非常に簡單でわかりにくく、国防会議の任務等も条文には説明がせられておりません。提案理由の

説明等には一応国防の基本方針その他が書いてございますが、そこで同様の各国の規定等を参照をいたしてみますと、提案理由の説明に書いてありますような国防の基本方針、あるいは防衛計画の大綱等々がその審議の対象だ、任務だ、こう書かれておりますけれども、特にイギリス、フランス等の国防が戦争をする会議——昔で言いますと、どういふものに匹敵するかわかりませんが、あるいは御前会議のようなものにもなりかねない性格を保持しておる、こういうことが考えられるのであります。国防会議の任務をあらためて明確に承わりたい。なおその本質——戦争をするための会議ではないかと考えるのであります。防衛庁長官の明答を得たいと思ひます。

○國務大臣(船田中君)　ただいま国防会議の任務というようになことに御質問がございましたが、これは防衛庁設置法の第三章国防会議、その四十二条に明確に書いてあるわけでございしますが、その第四十二条をここで読み上げる必要もないと思ひますが、こののちの国防会議設置の目的は何かと申し上げます。防衛庁設置法にあるように内閣総理大臣の諮問にたえて国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛出動の可否等、国防に関する重要事項について、広い視野から総合的に慎重に審議し、わが國の国防施策について万全を期しようとするものであると、ござい

○吉田法晴君　　そう、説明は今までも何度も繰り返されておりますし、それから防衛庁設置法にもいろいろ書いてある、それを求めているものではございません。なるほど諮問機関ということでありませうけれども、イギリスの何と申しますか、国防委員会、あるいはフランスの国防委員会等が戦乱の勃発とともに戦争を遂行する会議になった、あるいは戦争内閣になりあるいは国防審議会になったり、いろいろしておりませうけれども、そういう経験からかんがみまして、国防会議も今は諮問機関であり、四十二条の中に「防衛出動の可否」というのがございますけれども、それは戦争を遂行していく任務を持つ機関となるのではないか、こういうことを申しておるのであります。その点について外国の例等から考えて、明らかに任務を指していただきたい、こういう危険性が全くないという……。

○國務大臣(船田中君)　　ただいま吉田委員の御指摘になりましたような危険性は毛頭ないと思存します。吉田委員でに先ほども御指摘になりましたが、アメリカの国家安全保障会議、すなわちこの法案に出ております国防会議に相当する国家安全保障会議にいたしまして、あるいはイギリスの国防委員会にいたしまして、非常に広い視野から国土の防衛、安全保障という問題について審議をする諮問機関ということになっておるようでございますが、今御審議を願っております国防会議につきましても同様の考え方でございます。

まして、わが国の安全保障という国防問題について、安い視野から、大所高所からその基本的な方針、あるいは防衛産業と他産業との調整というような基本的な問題について審議をする、そうしてわが国の安全保障体制を整備していくということに役立っていきたい、こういうような考え方でございまして、戦前におけるものとはその点において非常に違つておると存じます。従いまして戦前の御前会議、戦争遂行中の御前会議等におきまして、今御指摘になりましたような危険な点があったというお感じがあったかと思ひますが、そういうことは、この国防会議を設置いたしましたとしても、毛頭起らないと、また起すべきではないと私は信じます。

○吉田法晴君　それではイギリスの国防委員会あるいはフランスの国防委員会が、平時においては、ここに案として出されております国防会議のような任務を持つております。あるいは防衛組織について、あるいは軍備の計画について、あるいは産業施設の総合的な計画といったような、あるいは出動の可否は必ずしも全部が全部任務としてあるものでもございせんようであります。同様な任務を掲げておりますけれども、それが後にと申しますか、あるいは戦時においては動的な性格といたうことが防衛年鑑にも書いてございしますが、戦争遂行の中心的な国の最高機関になったという事実は、これは御否

定にならないだろうと思います。その点はどうぞでしょう。

○国務大臣(船田中君) これは今御指摘になりましたように、戦時中におきましては、軍事的な面が強く出てくることは、これはもちろんそういうことになる傾向はあると思います。とにかく防衛の実際の問題が軍事面に強く現われてきておりますから、そういうことになると存じます。しかし平時における国防会議において論議すべき問題は、先ほど申し上げたように、広い考え方で主眼でありまして、それは単に軍事面、わが国で申しますれば防衛庁の所管の問題に限ることではないと存じます。

○吉田法晴君 イギリス、フランスその他において、戦時中国防委員会等が、軍事だけでなく、産業あるいは国のあらゆる力を戦争のために調整しあるいは動員をする任務を持ったという事は、お認めになったわけでありまして、日本の場合にそれがどうなるかという事は、これは実際問題であります。危険性についてはこれは御否定になります。それとも国防会議の任務からするならば、今の日本の自衛隊法その他から言いますと、防衛出動等が行われたあとにおいては、国防会議がこの任務としております。あるいは軍事あるいは経済あるいはその他について、調整と申しますか、あるいは広い視野からコントロールをする任務を持つという点はないのでしょうか、あるのでしょうか。

○国務大臣(船田中君) これはただいま御指摘になりましたように、戦時中においては、もちろん軍事面が強く出てくるという事は、これは間違いありません。しかしながらそれも国策遂行のために政治が優先するという建前はイギリスやアメリカ、フランス等においても堅持されておつたと存じます。わが国におきましては、戦争中においてその点においていささか欠けるところがあつたという事においては、戦時中の失敗もあつたと存じますので、この国防会議が設置されたときにおいては、どこまでも政治優先という原則は堅持して参らなければなりませんし、また政府としてもその方針でいっておるわけでありまして、従いまして今吉田委員の御指摘になりましたような危険性というものは、私はこの国防会議の構成等によりまして感ぜられることはなからうというふうに考える次第でございます。

○吉田法晴君 政治優先の原則は貫いて参りたい、その点は了承をいたしました。国防会議の性格については、大體任務についてはお認めになりましたから、次に参りたいと思つたのでありますが、自衛隊はこれは憲法に認められた正規の軍隊ではございせん。やみの軍隊であります。ところがその憲法では認められないやみの軍隊が実際に出動いたします場合は、自衛隊法第七十六條、それからそういう出動をします場合には、行政協定二十四條でアメリカとの協力がなされるという事で動くわけでありまして、その場合に、これは何と申しますか、戦闘行為が行われるという事は、これは否定をせられて参りませんでした。そうすると、交戦権もないということでありまして、戦闘行為をやつて、それに国際法規がどの程度に適用されるかという事は、これは法制局長との間にいろいろ論議もありましたが、それはとにかくとして、戦闘行為が行われるという事は御否定になりません。そうすると、ここにやみの戦争が行われるということになります。もちろん宣戦の布告というものはないで、もちろん事実上の戦闘行為、自衛のための戦闘行為というお話ではございせんけれども、宣戦布告のないやみの戦争が行われるということになります。そこでまあその点について御所見を承りたいが、こういうやみの軍隊が、やみの戦争を、自衛というものを理由にはいたしませんけれども、自衛のためにはございせんけれども、戦争をするという事になります。これは大東亜戦争においてすら、太平洋戦争においてすら、国際法規の完全な順守がなかった、日清戦争、日露戦争においては、宣戦の詔勅に、国際法規を順守するということが入つていた。ところが大東亜戦争の宣戦の詔勅の中には入つていなかった、こういうことのために、国際法規のこの不順守と申しますか、あるいは無視がしばしば行われたといふことは、これはいろいろなものに書いてございまして、ところが今こういうやみの軍隊が、やみの戦争をする、戦闘行為をするということになります。ならば、私は大東亜戦争以上の国際法規の無視が起るのではないかと、このことを心配するのであります。あの第一次欧州大戦後、第二次欧州大戦におけるドイツのこの軍隊の成長過程、それからシュリーゼン作戦と申しますか、マジノ線を突破いたしました最初のドイツの経験からいたしましても、あれよりもつとこれは認められていないやみの軍隊である、あるいはやみの戦争が起る、それから国際法規の無視が起るのではないかと、この点を心配するのであります。これらの点について、防衛庁長官はどのようにお考えでございませうか、お伺いしたい。

○国務大臣(船田中君) 自衛隊がただいま御指摘のように、第七十六條によりまして出動を命ぜられたという場合にございまして、もちろん自衛隊はわが国を防衛するため必要な武力を行使することができるとございまして、これは自衛隊法の第八十八條の第一項にそのことが明記されております。しかしそのために今吉田委員の御指摘になりましたように、国際法規あるいは慣例等を守らないでいかうか、こういうことにつきましても、この第八十八條の二項にはつきり明示してあります通り、自衛隊が武力行使に際しましては、国際法規及び慣例によるべき場合に於てはこれを遵守し、且つ、事態に依り合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとすべし、と、こういうことが明記されておるわけでございます。防衛出動をいたしましたときに、わが国の防衛のために必要な限度の武力は行使しますが、それらはもちろん国際法規及び国際慣例に従うという制限を受けるわけでございます。

○吉田法晴君 八十八條第二項は了承をいたしました。ところが林法制局長官の説明によると、交戦権はこれを認めない、放棄した、こういうことで国際法規の、あるいは国際条約の適用について、この限界があると申します。これは全部について適用がないんだ、こ

ういう御説明がございましたから、先ほどのような心配をしたわけでありまして、あの林さんの説明された点と、それから八十八條二項とは、これは今のような説明からいたしましては矛盾をいたしやしませんか。少くとも八十八條の中には林さんの説明によると、適用せられない交戦権関係の条約あるいは法規があると、こういうことになりやしませんか。

○国務大臣(船田中君) この交戦権の放棄につきましては、先般法制局長官から御説明申し上げましたように、戦争状態になつた場合に交戦者として持つておる権利、すなわち中立国の船舶を拿捕、検閲するとか、あるいは占領地行政をやるとか、そういうような交戦国として持つておる権利は主張しない、と、こういうことを言つておるのであります。それから第八十八條の第二項におきましては、自衛隊が武力行使をし、国土を守るために戦わなければならないが、しかしそれは国際法規及び国際慣例に従つてその制限を受けるべきやうなものと、こういうことでございます。それから、その両者の間に矛盾というものはないわけでございます。従つて自衛隊の国土防衛のための武力行使というものは、そういう点におきましても、きわめて消極的な活動しかない、すなわち国土の防衛に必要な最小限度のものをやるというだけのことにとどまるわけでございます。

○吉田法晴君 じゃ具体例を挙げましょう。これは自衛という事でございまして、戦闘の布告はもちろんないわけですが、それからアメリカ軍との協力という事がございまして、たとえば言われるような急迫不正の侵害

ういう御説明がございましたから、先ほどのような心配をしたわけでありまして、あの林さんの説明された点と、それから八十八條二項とは、これは今のような説明からいたしましては矛盾をいたしやしませんか。少くとも八十八條の中には林さんの説明によると、適用せられない交戦権関係の条約あるいは法規があると、こういうことになりやしませんか。

発動は起り得ないものであると、この協定の趣旨についてもこれは相当厳格に解釈すべきでありまして、決して不当にこの解釈を拡張してゆくというようなことを政府は考えておるわけではございません。

といふことは、日本の区域に敵対行為が起つた、あるいはその日本の区域に敵対行為の現実の脅威が起つたという場合についてののみ考えられることでありまして、ただいま吉田委員の御指摘になるような懸念はないものと私は信

が、民間人を入れないということになりましたわけですが、これは自由党の修正でやめた云々ということではなくて、防衛庁として、あるいは政府として民間人を入れないに至った事由を一つ政府として御説明願いたい。

たことは、これは事実でございます。しかし種々論議を重ねた結果、民間人を入れない案の方がいいという結論になりました、これを民間人を入れないという原案に決定いたしましたわけでござ

○吉田法晴君　これは第二次欧州大戦中にありましたアメリカの例は三マイル領海外の問題ですが、それが数百マイルの拡張をしてアメリカに対する侵害があったと、こういうことでアメリカの海軍、空軍が出たと、こういうことであります。一九五三年のノサップのソ連機の領空侵犯問題等を考え合

○吉田法晴君 これは二十四条の關係でそういうことになるのではないかと
いうお尋ねをしたのですが、その点は
まあないということなのです。それで
は日本の領海三海里説をとられるので
すか、あるいは領空についてどうい
うことを考えられるのですか。

○**國務大臣(船田中君)** 国防會議の議員に民間の練達達識の人を入れた方がよからうという御意見にも十分傾聴すべき理由はあると存じます。この原案が提出されるに至るまで自由民主党の關係者との間において相当論議を尽したことは、これは事実でございます。しかしながら結局におきまして、この

○吉田法晴君　ですから、それじゃ民間人を入れない方がいいという決定をしたその理由、どういう理由で民間人を入れない方がいいと、こういうふうに考えておられるのですか、それを承りたい。

○國務大臣(船田中君)　これは先ほど

せますと、これはノザップ沖におけるソ連機が日本の領空を侵しておったかかを侵していなかったかといふことは、これは事實判定になりますけれども、それが當時のようにアメリカによつて、日本の領空以外であっても、あるいは海でいつて三マイルそとであっても、日本に対する不正の侵害があつたと、

○国務大臣(船田中君) わが国といたしまししては従来海岸三海里説をとつておるわけでございます。

○吉田法晴君 それから領空について。

○国務大臣(船田中君) 領空も同様に考えます。

○吉田法晴君 そうすると、その外に

先の国会において、御承知の通り第三十二国会におきましてはこの民間人を除いた案が衆議院において御審議の結果修正可決されておると、(吉田法晴君「経過ではない」と述ぶ) こういうことにもなっておりますので、従つて最後に閣議におきましては、この民間人を入れないという案を決定して提出を

申し上げましたように第二十二国会をおきましても慎重御審議の結果、民間人を除いた案が修正可決されておるのではありませんから(吉田法晴君)それは那由じゃない、経緯じゃないですか」と述べ)それを尊重することが適當であるう、こういう結論になった次第でございます。

あるいはそれがあつたとして米軍が出動し、あるいは二十四条によつて日本の協力が求められる、あるいはそれを七十六条で日本が出動をする、こういうことは考えられませんか。私は考えられるのではないかということを、考えられる危険性を感ずるのであります。

おいてたとえはこの間の、この間とい
うのは五三年のノサップ沖の事件のよ
うな場合に、外部からの武力攻撃、あ
るいは武力攻撃のおそれある場合とい
うことで、日本の自衛隊が出動するよ
うなこととはございませつか。

○國務大臣(船田中君)　ただいま御指

したと、こういうことになっておるわけであります。

○吉田法晴君　最初民間人を入れるべきだということで、それはたとえ国防を闘争の道具から押える、あるいは方針の恒久性と言いますか、安定性を与えるために民間人を入れるべきだ

○吉田法晴君 それは経緯で理由じゃありませんが、理由はまあお上げにならぬ、実質的な……。

そこで民間人を入れるべきだということまで主張せられた。主張せられておったこの基本方針の安定化だとか、あるいは国防を闘争の道具にしちやいかぬとかいったような主張はどうなつて

かとうですか
○国務大臣(船田中君) 今吉田委員のおっしゃったことは、日本の自衛隊の出動について、アメリカ側がイニシアチブをとってやるのではないかということをお指摘になったのかと思います。そういう場合には、この行政協定によりまして、また自衛隊法の精神

相のうな場合に、自衛隊が防衛に出る
 するということはないと存じます。

○吉田法晴君　そういう意味において、
 国際法規を無視するようなことはな
 い、こういう御説明、これはまあ論争
 にもなりますし、具体的な問題にも少
 し入って参ったと思います。

それから構成についてであります。

す。とにかくそういうものを一切含めてまあやめたというのですか、こういうことなのですか。経緯じゃなくって政府がこういう原案を出してこられたのですから、政府のこういう主張に対して方針それから意図というものを御説明願いたい。

たのでしようかそれは……。

○國務大臣(船田中君) 今御質問の趣旨をちょっと了解しかねたのでございしますが、あるいは間違つた答弁を申し上げるかも知れませんが、この民間人を議員として入れませんが、この国防会議をこの原案のような構成にこの

から申しまして、そういうことは起
り得ないと、自衛隊が防衛出動をする

が、構成については、これはいきさつ
 はいいのです。いきさつはいいのです

○國務大臣(船田中君) 先ほど御説明申し上げましたように、民間人を入れ

の活用というようにことによりま

で、十分この民間人を議員として入れた場合と同じように、十分その民間人の意見を聞くということもこれはできることになっておるわけでありませう。それから御承知の通りアメリカにおいてもイギリスにおいても民間の議員というものは国防会議の正式メンバーとしては入れておりません。それらを見ますと、やはり第二十二国会において御審議の結果修正可決されたあの原案というものは、やっぱり適当である、こういう考え方に成りまして、そうして民間人を除いた、こういうわけでございます。

○吉田法晴君 まあ私もが今民間人を入れるとか言ったわけでもありませんから、理由は明らかでございますけれども、それはその程度でけっこうです。

この間、同僚議員から国防省にする意図があるかというお話をしておりました。そのときには調達庁を併合したら云々と、こういうお話をしました。どうも外国の事例等から考えますと、外国の場合はアメリカでもイギリスでもフランスでも国防会議に出ておられますのは防衛庁長官というようにことごとく出ておる。で、まあ船田さん国防大臣で出た方がこの国防会議において発言力が大きくなる。こういう王合に考えられたらうなと、こう考えられるのですが、もう一度国防会議と、それから防衛庁長官と申しますか、あなたが出られる、あなた個人じゃありませんから、参加をする防衛庁の資格というもののについての所見をお述べ願いたい。

○国務大臣(船田中君) 国防会議の議

員として防衛庁長官が入りますが、しかしそれは防衛庁の持つておる防衛計画だけを国防会議で審議するわけではございませんで、先ほど申し上げておきますように、この国防会議というものはわが国の国家の安全保障ということにつきまして外交、経済、財政、社会生活、あらゆる方面から見まして、大所高所から考えてわが国の安全保障体制をいかに整備していくかというところが、これはまあ根本の問題になるわけでありませう。そういう大所高所からの防衛問題について慎重に審議するということにつきまして、広い視野からこの問題に取り組んでいく、こういうこととございまして、防衛庁長官はもちろんで、直接の防衛問題について相当要求原案を出したり、あるいはそれについての発言をするということとはございませうが、国防会議というものと防衛庁というものは区別され、また別個の存在を持つておるわけでありまして、防衛庁の作った原案がそのまゝ国防会議において認められるというわけでもなからう。それは常に日本の安全保障体制を大所高所からみてよくという立場において国防会議における議員が論議をしてゆくということになる。またそうなるべきであると考えております。

○吉田法晴君 調達庁を防衛庁に吸収されるという点は、これはおきまりになつたようでは、調達庁長官の人選について、これはあなたなり、あなたの意を受けて次長がやつておるが、その調達庁を引き受けることについて、労働者を引き受けるかどうかという点に難色を示しておられるようでありませう。これは全駐労その他米軍に間接に

使われております労働者が防衛庁の所管に入つて参るわけでありませう。そうしますと、防衛庁長官にこれは労働条件に関連をして折衝をこれからして参るといふことになると思う。防衛庁にもし参り込みをいたしますかどうか知りませんが、あるいはあなた方も団体交渉の相手になつて参るかと思うのであります。これは労働者でございませうから当然でございませう。その辺に難色の原因があると思つておるわけですが、これとそれから防衛庁、防衛庁の職員あるいは隊員もこれは労働者である、あるいは公務員としては労働者である、あるいは公務員としては本来同じような団結権並びに団体交渉権を持つべきであります。法律上禁ぜられておるわけですが、あるいは夏季手当あるいは給与という点に参りますと、私は同様にや

はり要求を持つておると思つておる。これらの点についてどういう王合に今考えておられるでございませうか、調達庁を吸収せられませう防衛庁長官に労働者の使用者として、責任者として所見を承わりたい。防衛庁長官に申し上げなければならぬことがたくさんあると思ひますけれども、時間がございませうから簡単に質問をいたしますけれども、根本的な精神と態度とをお示しを願ひたい。

○国務大臣(船田中君) ただいま御質問がございまして、調達庁を防衛庁に吸収するというような問題については、まだ何ら決定しておるわけではございませう。たださああたり来月四日に労働大臣がゼネバの労働会議に出席されるために三週間ほど不在になつて参ります。その不在中は調達庁担当大臣を防衛庁長官が一時引き受けるということになつておるのであります。それだ

けは閣議において内定いたしております。しかし調達庁を防衛庁に吸収するかどうかという問題は今後の問題でございまして、これは今閣僚省庁の間において事務的に研究をいたしておるわけでございます。ただいま吉田委員も御指摘になりましたように労働者の管理というところはきつめて大切なことであると同時に、また非常にむづかしいこととございませうから、そういう機構、経験に乏しい防衛庁が果してうまくゆくかどうかという点について、これは十分根本的に研究をしないといふと、ただうかつに調達庁を引き受けて労働管理を防衛庁がやるというところまで、これはうまくゆくわけには参りません。そこで今各関係の省庁の事務当局の間においてそれらの問題をすべて慎重に研究をし、検討を加えつつある、こういう段階でございまして、まだ何ら結論を得ておるわけではございませう。なお、国防省を設置するかどうかという問題も調達庁の問題とみせしめからんでおるわけではございませう。私どもの考え方からいへば、今日の防衛庁、自衛隊の規模、組織内容等から申しますれば、優に一省をなすだけのものがありませうし、そしてこれは一省をなして責任を明確にすることができるといふことは、私は必要であるかと思ひますけれども、これは行政機構の改革という問題と関連いたしまして、これも慎重に検討を加えて参りたい。いずれも今後の問題でございまして、今それについて何ら政府として決定しておるわけではございませう。

○吉田法晴君 国防会議がまあできたとしてですね、下部機関と申しますか、あるいは内部部局と申しますか、まあ外国の例から申しますと、下部機関といふことになるでございませう、あるいは下級委員会といふことになると思ひますが、そういうものについてどういう王合に考えておられますか。

○国務大臣(船田中君) これはむしろ内閣官房の方から御説明を申し上げた方が適切かと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) お答え申し上げます。ただいまの御質問の下部機関という意味が必ずしもはつきりいたしません。が、国防会議が設けられた晩におきましては、同法の必要な事項については政令で定めるといふ条文が設けられてございませう。この政令に基きましては、政令のところで幹事を設ける考えでございませう。この幹事は関係各行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命することにしたとして、この幹事は国防会議の審議事項につきまして議長及び議員を補佐する立場にならうかと考えております。

○吉田法晴君 非常に簡単な構成に関する法律で政令にまかされた部分が非常に多いという点は、これは非民主的なやり方として私は問題があると思ひますが、それじゃなくて、今言われましたような幹事といったようなあれじゃなくて、アメリカの国家安全保障会議が一番参考になつておるかと思ひますが、それにしてもたとえは計画立案委員会あるいは活動調整委員会、あるいはこれは中央情報局と防衛年鑑に引いてありますが、どうも諜報局といふのがほんとうのようでありませう、イギリス、フランス等々においても、それそれ委員会あるいは国防生産委員会あるいは軍事委員会等々、フランスの場合には十幾つかあつてございませう。

○吉田法晴君 国防会議がまあできたとしてですね、下部機関と申しますか、あるいは内部部局と申しますか、まあ外国の例から申しますと、下部機関といふことになるでございませう、あるいは下級委員会といふことになると思ひますが、そういうものについてどういう王合に考えておられますか。

○國務大臣(船田中君) 國防會議の事務局につきましては、(吉田法晴君)事務局じゃないですよ」と述べ、これは大体局長が次官級の人を置くということ

とで、専任が十五名、それから兼任がやはり十名か十五名ということを考えております。なお、ただいま御説明がありましたが、幹事を任命いたしましたように、幹事を任命いたしました。そして、そうして国防会議の審議事項に

ついで議長及び議員を補佐するようにする、こういうようなことを考えております。従いまして各省の幹事がその自己の所屬する省庁と十分連絡をとりまして、そうして国防會議の議長なり議員がその職責を果す上において、これを十分補佐し得るような機構にして参りたい、かように考えております。

○吉田法晴君 さつき言いましたように委員会についてはどうですか。

○國務大臣(船田中君) 事務局以外のものを持つかということについては、今のところ何ら具体的にはまだ計画を持っておりません。

○吉田法晴君 先般来同僚議員から軍需生産といひますか、防衛生産といひますか、そういう問題について質問をいたしておりましたが、そういうものを作つても別に委員会というものを作ろう、こういう計画、構想は、何と申しますか、構想はとにかくとして端緒もないわけですか。

○国務大臣(船田中君) それらの問題につきましては、先ほど衆議院の方からも御説明がありましたように、関係の各省庁から出ております幹事ある

○吉田法晴君 私がまあこれは委員会ではございませんが、そういうものは今後できるのだろうということを、私に話をしてくれた人がある、現にそういうものはあるじゃないか、こういう

ことを言う人もございます。それはまあ自民党の国防部会ですかに、自民党の委員、それから防衛庁から、それから通産省は、通産大臣に聞いたところが、それは私の方からは正規に出ておらぬと、こういうことですが、通産省の方も個人的には入っております、それから経団連の防衛生産委員会ですか、そういう経済界からも参加して、防衛生産国防部会がある、そういうものが、これ

は現にあるのだが、それが公けになるかならぬかの違いだけだ、こういうお話でございます。現にこういう自民党の国防部会等を通じて防衛庁に意見が述べられるといいますが、実際に相当

の圧力が加わっておるかのように考えるのでありますが、大臣はどういう工合に考えておられますか。あるいはこれと、それから今の防衛庁は全然関係がない、あるいは今後の国防会議には全然関係がない、こういうことでしょうか。明確に一つ承わりたいと思います。

○國務大臣(船田中君) 自由民主党の
政務調査会の中に国防部会が設けられ
ておりまして、その国防部会に対し
まして防衛庁の方からも説明をする

あるいは防衛庁の公務員が入つて、そうして一緒に委員会を作つておるといふようなことは、私は聞いておりません。もちろんそういう国防部会の意見

がございますれば、それは十分その意見を聞きまして、そうして取るべきものは取り、また聞くべきものは聞くということをいたしておりますが、それによって何ら圧力を感ずるとか、ある

いはそれに左右されるということはないかもしれません。これはもちろん防衛庁として防衛庁の政策を実行するにつきましても、あるいは業務計画を立てるにつきましても、防衛庁の考え方によって、これをきめていくということでございますまして、外部の圧迫によってどうということはありません。

○吉田法晴君　まあ防衛庁の方でも、自民党の国防部会での話、あるいは国

防部会を通じての経済界の話といえども、取るべきものは取り、あるいは聞くべきものは聞く、こういうお話でございしますが、圧力といいますものと取るべきものは取り聞くべきものは聞く

というものと同じことじゃないですか。たとえば衆議院で問題になりましたいくつかの問題にいたしても、大野伴睦氏の名刺が防衛庁の久保課長の所にあつたと言つておる。あのくつを買ふということは、聞くべきものは聞く、取るべきものは取るということであつたのでございましょうが、聞く

べきものは聞く、取るべきものは取る
という今の形が私は問題だと思う、あ
のくつの問題についてあなたあれでい
いと思っておられますか。ああいう形

○国務大臣(船田中君) 防衛庁が購入したくつの問題について今お話が出ましたが、関係の公務員が外部の圧力に屈して不正不当が行われたというよう

な問題が万一ありたいしますすれば、これは蔽に戒めなければならぬし、またその責任者は十分措置されなければならぬと存じます。しかし今御指摘になった井上工業からくつを購入してお

も今御審議になっておることでございますから、十分御審議を願った上に、そこに何らか不正不当というようなことがございますならば、それは十分にそれに対して私は責任の所在を明確にいたして十分な措置をとるつもりであります。しかし今までに御調査を願います。また私どもも調査をいたしました範囲内におきましては不正不当とい

のは見つからないのでありまして、「(『そういうことはないよ』と呼ぶ者あり)従つて井上工業を指名競争から抜いてしまふというところまではいつておらないのであります。しかしこれ

は十分決算委員会において御審議を願うことが適当だろうと考えておりまして、そのために御審議を願ひ御調査することにつきましては、防衛庁としては最善の努力をして御協力を申し上げておる次第でございます。

○吉田法晴君　くつの部分品が皮でなくて紙であったというのもこれは不正

じやありませんか。それからこの間防衛庁で保管しておる弾薬がさびたり腐ったりして使えなくなるのも、それは上手の手から水が漏ったのだ、こう

はまあ問題になりませんでしたけれど、も、防衛庁長官になられて最初に自分の学校に防衛庁のヘリコプターでおいられた。これも当然のことだと思つて

おられるのでしよう。問題はあなたの
とにかく責任観念といえますか、考
え方にあると思うのであります。取る
べきものを取る、それが圧力だとい
う、いや圧力ではない。くつの中に紙

のとにかく責任觀念というものはそういうものです。くつの問題、あるいは彈藥の問題、それからあなた自身がヘリコプターに乗って自分の母校に、自分の学校ですか、警察学校ですか、おいでになったこと等について、もう少しあなたの責任觀念をはっきり伺いたい。

○國務大臣(船田中君) くつの問題に

については、現に決算委員会で十分御審議になっておられるわけでありまして、今吉田委員が仰せのごとく、皮のかわりに紙が使つてあつたというような事実はございません。この点につき

ましては、十分な御審議を願いたいと思います。ですから先ほど来申し上げておりますように、その間に関係の公務員が、調達業務に従事しております公務員に不正や不当があったという事実が明白になりました場合においては、十分これに対して厳重な措置をとりますし、また私が決算委員会あ

るいは内閣委員会において答弁申し上げておることが事実と全く間違っておった、違っておった、こういう事実が明白になりました場合におきまして

は、私は決して責任を回避するものではないでございます。

○吉田法晴君 あなたの答弁と事実が間違つておつたら責任をとるということじゃなくて、これはくつの規格というものはわかつておられますが、下が皮であるかゴムであるかはともかくとして、ところがそういう、とにかく納入せらるべきくつでないものが入つておつた、それは不正じゃないですか。

不正不正という觀念が、規格に合わないものが入つておつてもそれは不正不当じゃない、あるいは自分の答弁が事実と食い違つていなければそれは責任をとるべきじゃない、そういうところに問題がある。ですからこの間の彈藥の問題も、あるいはヘリコプターに乗つていった問題もあつて、あなたの責任觀念あるいは不正不正に対するお考えというものを具体的に例をあげてお尋ねをして。もう少し具体的な事例に即して御答弁願ひたい。

○国務大臣(船田中君) くつの問題はもう現に決算委員会でも十分取り上げて審議しておるのですから、そしてしかも今までに判明した事実におきましては、今御指摘のようなものはないのであります。ですからその前提が違つておるのであります。皮のかわりに紙を使つたという事実がないということを検査課長も言つておるのでありますから、従つてそれに対して検査課長を処置するとかあるいはそれについて長官たる私が責任をとらなければならぬということには私ははなはだ思ふのです。むしろ事の真相、事実をはつきりさして、そして二十万に及ぶ自衛隊員にそういう不正不当はなかつたとい

うことを明白にすることこそ、私の責任だと私は考へております。

○吉田法晴君 責任觀念がそんなことだから、いつまでたつたつても、これは防衛庁から汚職とそれから不正、國費の浪費はなくなりません。もう一つ例をあげますと、P2Vを國産化するということですが、P2Vは幾らかかるのですか。

○政府委員(増原憲吉君) P2Vを國産化するということは、まだ方針としてはきまつておりません。一機幾らになるかというところは作りやうの問題がありまして、たくさん作りますと、一機は比較的安くなる。アメリカで今作つておられますものをそのまま円ドル換算をしますと、約四億円弱ぐらいになります。これは國産の使用によりましては、これはなお相當に高いものになる見込みであります。まだ國産にするという方針は決定をされておられません。

○吉田法晴君 作るか作らぬかわからぬ、幾らかかるかわからぬ、これが実情だといふ今のお話です。ところが実際にP2Vが予定通りに供与されないから作りたい、こういうお話はここで——この前委員会にございました、増原さんはごまかされますけれども、ところがそれが防衛庁で自主的にきめられるといふのでなくて、事実もうP2VならP2Vは、その作る方向に動いておるのは、別のところに勢力がございまして、しかもP2Vが作られる先がもう大体きまつていふじやないですか。しかも幾らするかと、これは防衛庁からは新明和に二億といふ話ですが、あるところによると三、四億といふ話もあります。防衛庁に前に尋ねたときには、あるいは六

億といふ話もある。結局新明和の言いなりになつてゐる。防衛部会なら防衛部会等で、供与をしなければ日本で作りたい。その作ることに推進してゐるものには國防部会を通じて新明和なり、あるいは経団連の方で、生産委員会のこれは圧力ではないと言われるけれども、意見が出てゐる。そうして取るべきものは取る。価格もおそらく向うの言いなりになつてこれはきまるのではないかと思ふのですが、もしそういうことが行われるとするならば、防衛庁長官、これは國民の税金を、私も反対するけれども、防衛関係費を使おうとして、そこにやはり不正と不当が行われませんか。やり方自身にも問題があると考へるのであります。

やられる結果は浪費と、それから不正が起つてくることは、これは當りません。しかもあなたがあつたこととで不正不当を當然のことのように言われるから、次から次に起つて参るのです。どういふ工合に説明されますか。

○国務大臣(船田中君) P2Vの生産については、先ほど増原次長から答弁申し上げたように、これを國産化するかないかといふことは、全然まだきまつておりません。御承知の通り昭和三十一年度の予算においてそういう研究をするために五百数十万の調査費を要求いたしました。そしてそれが認められておりますので、三十一年中に十分そういう点を調査いたしました。適當な結論を得たい。なるべく早く適當な結論を得たい、かように考へております。

つては、あるいは汚職の問題については、防衛庁長官の責任ある答弁が願ひません。ほかの問題もございすけれども、内閣の責任者鳩山総理の出席を求めて明確に答弁をお願いいたします。

○江田三郎君 今の吉田さんの要求している汚職等の問題について防衛庁長官だけではほんとうにわれわれの納得する答弁がないから、総理を午後の委員会へ出てもらう、こういうことについて一つ休憩をされて、理事会を開いてもらひたい。

○委員長(青木一男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時三十八分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

本日石井桂君が辭任されました、その補欠に小幡治和君が選任されました。

○木島虎藏君 議事進行。私は本法案に關する質疑を打ち切ることの動議を提出いたします。(何だ、話がまだつかないぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)

○委員長(青木一男君) 木島君の質疑打ち切りの動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(青木一男君) 挙手者多数と認めます。

から、この席を宮田理事にかわつていただきます。(不信任が出たものが、……まだ採決済んでいませんよ)と呼ぶ者あり)

○委員長退席、理事宮田重文君着席)

○理事(宮田重文君) 内閣委員長青木一男君の不信任に關する動議の問題に供します。(進行々々)「休憩さしたらどうだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)動議が出てゐるのです……。(休憩々々)と呼ぶ者あり)休憩については語つておりましたから……。(席に着け)「話し合ひをしなさい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)趣旨説明をやりませんか。(休憩だ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)反対の方の御意見あります。

○野本吉吉君 私は自民党を代表いたしました委員長の不信任案に反対いたします。(何を言つてゐる)「まだ趣旨説明を終つていないじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)と認めます。(そんなばかな話はな

い)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)不信任案を提出された青木委員長に代つて不信任案動議を採決すればよろしいのです。(趣旨弁明もあるだろう)「進行々々」「なぜ話し合ひをしないのか」と呼ぶ者あり、議場騒然)青木委員長を……。(休憩々々)「手を出すな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)話をするなら

している。(「法規を正しく運営しなければね、委員長に進言に来たのだよ」と呼ぶ者あり)君は進言しなくてもよろしい。衛視の人出て下さい。衛視の

運営の根本につながる問題でありまして、この委員会がうまく運営されるかどうかということは、一に委員長の人の

あるかどうかということが、院全体の運営の根本につながる問題でありまして、この委員会がうまく運営されるかどうかということは、一に委員長の人

長になつてまたわけてあります
（「ノーノー」と呼ぶ者あり）
具体的な事例について簡単に顧みて
みますと、青木委員長は四月二十日
切りの動議が提出されて、終束の動議
な審議というものも全くじゅうりんさ
れて参つたわけであります。後日明
かにされたところによりますと、この

ゆえに、聞くべきは聞き、ただすべきはただし、国民の不安に思うことは、その真相を明らかにして、私たちはこ

の法案の慎重審議を要求して参ったわけでありませう。質問時間もお二時間有余残されていたはずであります。ところが、また私たちが内々不安には思っておりまして、しかし約束でありますから、党と党との約束であるし、理事会の約束は尊重する、そういう態度で臨んでおられましたから、まさか、このようなことはあるまいと期待しておりましたが、本日重要な質疑を残して打ち切りに至ったわけでありませう。

今政府の考えておる再軍備の体制、これはちょうど憲法改正の意図とあらはらであります。要するにアメリカに押しつけられた備兵的な軍備をさらに進めようとするものであります。今日政府与党の諸君は、現行憲法をマッカーサー憲法と呼び、あるいは憲法と呼び、そして独立国家には独立国家にあふらしい自主憲法を持たねばならぬ、こう主張しておるのであります。が、一体、自主憲法制定の意図はどこから来ているのか、申すまでもなくアメリカの要請によつてきておることは明らかであります。今日の自衛隊のできるまでの経過を見まして、一九五〇年にマッカーサーの指令に基いて警察予備隊ができた、さらに昭和二十七年四月サンフランシスコ平和条約が効力を発生しますと、その年の十月には警察予備隊は保安隊に発展的解消を遂げているわけでありませう。かくて軍隊的な色彩は一そう濃厚を加えて参ったわけでありませう。昭和二十八年すなわち一九五三年十一月には例のニクソン副大統領が日本にやつてきて、日本に軍隊否定の平和憲法を持たしめたということは占領政策の最

大の失敗である。これで保守党の諸君は勇気百倍して憲法改正と再軍備を押し進める段階に拍車をかけて参ったわけでありませう。かくて昭和二十九年法律第六十五号によりまして保安隊は自衛隊に発展し、質的にも量的にも一大躍進を遂げて参りました。かくて間接侵略に對処する任務を持つに過ぎなかつた保安隊が第一義的に直接侵略に對処するようになることになつて参ったわけでありませう。当時の吉田内閣は、これを軍隊と呼ぶのは自由であるが、戦力のない軍隊である、こういうような奇妙な言葉で逃げていたわけでありませう。しかるに、鳩山内閣になつてからどうでありませうか。

ことに鳩山内閣の總理大臣は、かつては警察予備隊すら憲法違反である、こう申して吉田前總理を激しく糾弾していた一人でありませうが、一たび政権の座につきまると、昨日までの言葉を全く忘れてしまつて、政治家としての節操等は全く放棄してしまつて、そのうして現行憲法の下においても自衛の軍隊を持てる、現行憲法の下においても自衛のためなら戦争は可能である、交戦権は否定されておるが、国際法上の交戦権が否定されておるに過ぎないのである、事実上の交戦権は許されておる、まことに得手勝手な解釈を下し、今日の憲法をじゅうりんし、法律をじゅうりんする態度をとつて参つたことは明らかであります。こういうようなわが国の政治において最も問題があり、国の将来を最も危うからしめる内容を持つ国防會議構成法案であります。がゆゑに、私たちは当然慎重審議がなされるべきものであると信じて参つたわけでありませう。

からにこの法律案の審議のさなかにおきまして、先ほど私が指摘いたしましたように青木委員長の古い思想と、古い戦前の性格と申しますか、人間的なあくの強さというものがこの委員会を再び混乱の中に陥れて参つたわけでありませう。

さらに私たちはこの法案についてたゞさなければならぬ大きな問題は、国防會議の構成の問題であつたわけでありませう。本法律案が第二十二国会に提案された当初はいわゆる民間人を加えるというところになつていたわけでありませう。文民優先とか、軍事に対する政治優先の原則とかは言葉の上では論議されて参りましたが、さらにその前に、言葉の前に考えなければならぬことは、軍の政党化やあるいは軍が党利党略の具に供される危険性をどう排除するか、こういう問題であらうと思つておるわけでありませう。第二十二国会においては當時の民主党内閣はこの法律案に關し民主共同提案を考へて参りました。が、これが不可能と見るや、政府提案といひまして、しかも政府原案の中には民間人の五名以内を加えるというやうなことになるわけでありませう。ところが自由党との妥協をはかるために、遂にこれは削除されたわけでありませう。本国会に提案されるに當りまして、この点は最後の瞬間まで政府部内、与党内において論議を重ねて参つておるわけでありませう。二月十日の五者會議——岸幹事長、石井總務会長、芦田均、木村篤太郎、根本官房長官の間では、第二十二国会修正案通り民間人は加えない、こういう方針であつたのであります。が、その後自民党の政調会の国防部会においては參議院を諮問機関

として入れる、こういう方針に参つたわけでありませう。ところがまた參議院という名称がおかしいというので、二月二十一日の自民党總務会は顧問を置くということにきめ、この趣旨に基き法案を作成することを政府に申し入れたとしておるわけでありませう。しかるに政府部内は顧問設置に反對を表明し、二月二十五日に鳩山總理の裁断を仰ぐというところになり、鳩山總理は顧問制度を認めない、こういう結論を下してこの決断をそれわれれば不可解な極な決断と言わなければならぬわけでありませう。第二十二国会の折、衆議院の修正案が送附されて、七月二十九日に当内閣委員會において審議をされました。に、綴風会長の豊田委員から、なぜ民間人を削除したか、こう質問したところが鳩山總理は自分としては民間人を入れておくべきであると今日でも考へておるが、自由党の妥協上やむなく一日でも早く本法律案を通すためにやむなく削除するに議決したわけである。ところがその總理が今同はみずから民間人を加えることを削除することに断を下しておるわけでありませう。私たちの心配することは、政党内閣による政治的中立性を侵されはしないか、自衛隊が政党化される、あるいは政治的な干渉によつて、ほんとうに国防のたためであるのか、党の私兵に墮しはしないか。これを私たちはおそれておる一人なのであります。ことに現内閣のように、自民党という名の保守政党的に、目的のために手段を選ばない。政權維持のために世論がどうであらうと、國民の批判がどのように激しかろうと、数が正義であり、数が真

実である、こういう前世紀的な政党内閣のもとにおいて、私たちは国防會議というものの性格と構成、これをしっかりとした土台に据えなければならぬことに危険である、こういう感じを強く持つて参つておるわけでありませう。なるほど現行の憲法あるいは自衛隊法等の法律制度のもとにおきまして、政党内閣の行き過ぎた行動は軍事面においても国会の規制を受ける、こういうことにはなつておりますが、しかし国会によつてさへもこの規制をはかることは困難であり、ことに機動力あるいは時間、こういう面を必要とする軍事行動等は、国会の規制を受けると申しましても、限界があることを知らなければならぬ。自衛隊法七十六條、すなわち防衛出動等の場合におきましては国会の承認を求め、こういうことになつておるわけでありませうが、緊急の場合はその例外とされておるのであります。が、この例外こそ普通の場合になり得るということを私たちは不安に思ひます。がゆゑに、国防會議の構成等についてさらに鳩山總理に——たよりない鳩山總理でありませう、いやしくも總理として責任の地位にある以上は、われわれはさらに總理に對してただすべきはただしい、こういう正当な私たちの今朝ほど来の主張というものが、与党の諸君には理解できなかつたのか、委員長はこの主張に對しどういう解釈をされたかしらぬが、突如として質疑打ち切りを提案されて参つたわけでありませう。まことに遺憾きわまる態度と申さなければならぬ。われわれは今日の情勢を考えましたときに、一体今日の日本に政府与党の諸君の考へるがごとく再軍備をしなけ

ればならぬ情勢にあるのかどうか、このことを深く反省願いたいと思うわけでありませう。昨一年間の国際政局の動き等は、保守党各位もよく御承知の通り、あるいはペンデン会議、あるいはジュネーヴ会議、こういう会議等を経て国際緊張が緩和の方向に進んで参つたという事は否定できないと考えるわけでありませう。

昨年の十二月、わが国は国民の心からの念願であつた国際連合へ加盟するといふこともとうとうできなかったわけでありませうが、なぜこれができなかったか。すなわち今日の国際連合を構成する中小国家群の支持をわが国は受けることができなかった。ここに国際連合加盟の失敗があつたといふことをわれわれは反省する必要があると思ふわけでありませう。ことに今回ソノ漁業条約あるいは海難救助協定等が締結されたのであります、しかもその内容等については国民はいろいろな考えを持っておるのであります。

昨年の六月一日から始まつたロンドンの平和条約交渉が結局与党内の内紛のために、意見の衝突のために、二十数回会議が持たれたにもかかわらず、ついに決裂するに至つた。もし平和条約が、あるいはロンドン交渉が軌道に乗つて、誠意ある交渉が進んでいたら、仮定しますならば、今回のようなあつた周囲をうばひして、あつて河野全権を派遣しなければならぬ、しかも内容において幾多の問題を包蔵する漁業協定、漁業条約、あるいは海難救助協定の締結等は未然に阻止できたものとわれわれは考えるわけでありませう。私は参考までに読み上げたいのであ

りますが、中央公論の五月号に愛知大学の教授の入江啓四郎氏が次のようなことを述べておられるわけでありませう。結論だけを簡単に申し上げませうが、「了解々々」と呼ぶ者あり、よくその点は政府与党の諸君、耳を傾けて聞いてもらいたいと思ふわけでありませう。「簡単々々」「ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり。

第一に、「戦争放棄条項は廃棄すべきか」、こういう題で掲げておる論文であります、その結論を申し上げます。こういう内容になっておるのであります。

「第一に独立立権国は、個別的及び集團的自衛権の裏づけとして、当然に軍備を拡充しなければならぬといふようなことは、あまりに素朴である。『文事アルモノハ、必ず武備アリ』孔子」といつた教は、二国間戦争時代のものではある。今日では、もはや戦争は、二国間に限定されない。日本が侵略されるような戦争は、必ず世界戦争になる。しかも原水爆戦争である。

「原子爆弾といふものの発見以来、武力の問題についても、従来の考え方といふものに革命が起つて来ている」とは、制憲国会當時にも十分認識されていたことである。原水爆戦争に備えるなどといふことは、日本の国力で間に合ふことではない。兎に角に類する軍備より、日本は世界集団安全保障体制のなかで、別途に寄与する工夫をすればよい。それは軍備にはかぎらない。第二に、戦争不可避論を再検討する必要

がある。第二十回ソ連邦共産党大会で、フルシチョフが、現在の事情では、平和的共存か、あるいは史上最大の破壊的な戦争か、二つの道しかない

く、第三の道はないといひ、またミコヤンが、戦争は勃発し得るが、しかも戦争の開始を許さず、かつ強固な平和を確保する条件と可能性が備つてゐるといつて、ともに戦争の宿命性を否認したのは、単に原水爆戦争は避けられようというだけであつて、絶対に避けねばならぬといふ見地からである。しかしこれは世界共通の課題であつて、モスクワだけの主張ではない。あまり好ましい論理ではないが、原水爆の発達、原水爆独占の終止は、世界戦争の勃発をいぢるしく困難にし、ほとんど不可能にした。以下省略いたします。

第三に日本は、日本としての歴史的使命を再認識することである。第二次世界戦争では、よかれ悪しかれ、日本は世界史の上で、破天荒の役割を演じた。破壊の上で、あれほどの威力を発揮した日本国民であれば、次は百八

十度の転換をして、同じ偉力を世界平和の確立に寄与することである。私はこういうような考え方をもう少し保守派の諸君は勉強なされたらどうかと、こう考えるわけでありまして、まさにこのような傾向にそむいておるのが今回の国防会議構成法案であるといふことをわれわれは申し上げたいのであります。

さらに私はもう一つ与党の諸君に、政府の諸君に耳を傾けてもらいたいと思ふのであります。これは東大の矢内原総長が、去る五月十九日に、東大の五月祭で講演をされておられるわけでありませう。「世にもフシギな再軍備」

という題であります。これは毎日新聞の記事を私は借用するわけでありませうが、言わんとするところがよく尽きておるので、これもまた参考までに申し上げたいと思ひます。(題だけでいいよ)と呼ぶ者あり。最近の国際情勢は二つの大きな変化をうけてつある。第一はソ連が政策を変更した結果、両陣営が話し合ひで軍縮しようという傾向、第二はアジア、アラブ、北アの植民地で民族独立運動が盛んに起つてつあることだ。国内に目を転ずると三つの顕著な動きがある。再軍備と憲法改正、言論、教育の国家統制、追放者の復活である。世界の危機が去り、軍縮が行われる時、日本が軍備するのは実に不思議だ。また民族独立運動が盛んな時に、日本人が帝国主義に郷愁を感じるのもまさに「時代錯誤」だ。ヒットラーの暴挙により國を分割されたドイツの悲劇をくり返そうという方向にこれがれるのはまことに危険千万な思想である。このように日本の現状は国際情勢と実にチグハグである。日本は世界の

大勢をよく認識してその流れに沿つて進まねばならぬ。そうならば再軍備は当然必要なく、平和への道を歩まねばならぬ。國の平和への大方針を決めれば手段はおのずと開ける。限られた國費の使い方を再軍備に向けるか、教育、学問に注ぎ込むか、社会保障に向けるか、経済復興に向けるかは政治の問題であると同時に学問の問題で、学者の意見を参考に政治を行ふべきだ。平和によつて國を建てるには日本の民主化がぜひ必要だ。民主化がゆき過ぎといふ主張は力による復興という思想に通じてゐる。ヒットラーの政策は1戦争を知らない若者の教育2軍隊の再建3賠償の放棄だつた。日本の現在の再軍備、教育統制、戦前への郷愁をならべてみると、関連性はあるし必然的に結びついてゐる。独立したから

自主的に諸制度を再検討せよとの主張は一応もつとだ。しかしその内容と方法をよく考えよ。日本人はいまこそ自分のハラの底で平和國家の建設を考へるべきだ。平和と民主の子どもを育てるのが日本の祖先に対して、また世界に対して果すべき義務である。まことに私は今日の日本の世相を洞察され、今日の政治の方向を憂へられる精神がよくみなぎつておると思ふわけでありませう。このようなことを考へて参りましたとき、私はいやしくも今日の日本の良識あるいは知性あるいは國の良心を代表されたこういう先覚者の言葉に、教えに耳を傾ける、世論に率直に耳を傾けるところに議會政治の姿があろうとこう考へてゐるわけでありませう。

しかるに不幸にしてこの委員会等におけるこの国会となりまして取り扱われた憲法調査会法案、国防會議構成法案等は、数の前に、聞かんとすること、國民の不安とすることが、すべて聞かれないうちに葬り去られてしまつたわけでありませう。まさにこれは青木一男、わが委員長、の独断横暴な性格のあらはれと云わなければならぬ。(その通り)と呼ぶ者あり。

「參議院要覽」を拝見いたしますと、「青木一男全國選出自由党」といふ欄があるわけでありませう。実はどういふ経歴の持ち主かと思つて、これは拝見をして見たわけでありませうが、こういうことが書いてあります。「明治二十二年十一月二十八日長野県東郡郡牧郷村に生れ、長野中学校、第一高等學校を経て大正五年東京帝國大學法科大學卒業、同年大蔵省に入り翌年ロンドン財務官事務所に赴任す、八年全權隨

等々、就任以来、更迭以来ことごとくうしたいわゆる戦犯的な笑顔を考へ方をもつて、戦前の、戦時的な考へ方をもつて委員会を運営し、あるいは参議院の伝統をじゅうりんし、その審議権と、あるいは発言の自由を扼殺しようとしたと参つたことは、先ほど提案者からする説明がございましたが、そのたび重なる血ぬられた手によつて、ここに国防会議の構成に関する法律案がふたたびその審議権を扼殺されたことは、まことにこれは重大な意義を持つておると考へるのであります。まさにこれは日本の民主主義、あるいは日本の平和主義が危機に瀕しておるだけではない、参議院の民主主義が、参議院の存在が危機に瀕しておると言わなければなりません。

私は内閣委員長青木一男君の、その戦前のあるいは戦犯的な非民主主義が国防会議構成に關してその審議権を扼殺するに役立ったのはきわめて意味深いと申しましたのは、先ほど米の法案の審議に關連をいたしまして、防衛生産についていろいろ質疑が行われました。あるいは防衛、国防会議の下部機構として、おそらくは防衛委員会的なものが作られるのではないかと、う点を明らかにしようとしたいたしました、その国防会議のもとにおいていろいろ統制をせられて参るであろう軍需産業その他の姿を、昭和十二年以降、いみじくも青木一男君はやつてこられたのであります。先ほど提案者は昭和十一年から昭和十七年、あるいは十九年退官に至るまでの、大東亜大臣退官に至るまでの大事業青木君の経歴を挙げることを省略をいたしました。これは不注意に省略をしたものかと思ひ

ますが、青木君の経歴の中に、昭和十一年対滿事務局長として満州事変後の満州からいり政權を作つて参ることに大きな戦前の功績を果してこられました。昭和十二年には企画院次長になり、十四年には企画院總裁に就任をしておられますが、阿部内閣のもとにおいては、大蔵大臣と企画院總裁を兼任されました。その間に、昭和十二年には軍需工業動員法を実施しておられるのであります。同じく十二年の九月に臨時資金調整法が公布せられております。軍需工業動員法は私どもすでに忘れかけておりますけれども、これは欧州第一次大戦の経験から国家総動員の必要が痛感せられ、わが国最初の立法として作られたものであります。それが青木君の手によつて実施せられました。その第一は簡単に申し上げますが、軍需工場事業場、附属施設の全部または一部の管理、使用、収用をなすものであります。第二は、軍需品の生産、修理または貯蔵のため、土地家屋、倉庫その他工作物及び付属設備の全部または一部の管理使用、収用をなすものであります。第三は、軍需品または軍需物件の原料、燃料の譲渡、使用、消費、処理、移動または輸出入に關する必要な命令を出すことができて、第四は、徴兵令の規定にかかわらず動員、勅令の定むるところによつて召集し、軍需輸送機関または政府の管理工場または事業場に從事せしめること、また兵役にあらざるものを徴用して右の業務に従事せしめること、これが軍需動員法の内容であります。これが青木君は実施したのであります。こゝで昭和十三年、これは企画院次長としてであります、同じく企画院總裁

をしておりますが、これらの集大成として完成として国家総動員法を公布せられたのであります。国家総動員法に基いてどういふことが行われたか、これは人の資源の統制及び利用に關するものとしては、学校卒業生使用制限令、従業者雇入れ制限令、青少年雇入れ制限令、従業者移動防止令、労働調整令、重要事業場労働管理令、組織使用令、国民徴用令、そういう基本的統制令、国民徴用令、そういう基本的統制及び利用に關するものとしては、物資統制令、生活必需品物資統制令、価格統制令、地代家賃等統制令その他十五の勅令、物資の統制及び運用に關するもの、利益配分及び資金融通令その他数件ございしますが、省略をいたします。事業の統制及び運用に關するもの、これも重要産業あるいは金融統制、海運貿易、工場事業場の管理あるいは陸運統制令、それから文化の統制及び運用に關するものとして、新聞も統制されておる。新聞紙への掲載が制限されておる、試験研究が総動員されおる。これはシナ事変またはこれに際してのことでございますけれども、一切の人それから物、施設、事業が戦争のために動員されておる。あらゆる基本的な人権を制限し、あるいは諸君の中にも工場を取り上げられたり、あるいは設備がスクラップにせられたり、しかもその機械が途中で私されたり、ありとあらゆる戦争下における人権のじゅうりん、あるいは所有権のじゅうりん等も行われて参りました。が、その基礎をなします国家総動員法が軍需工業動員法に続いて青木一男君の手によつて昭和十三年の四月から公

布せられておるのであります。なお、十五年には退官をして南京に行つておられます。南京の経済顧問として聯銀券を発行して中国における戦時下のインフレ、無責任なインフレをつくる原因を作つておられます。十七年に歸つて國務大臣になるや、これは大東亜大臣としてこの参議院の建物の中において大東亜會議を主宰せられ、そして大東亜共榮圈を誇示せられたのであります。こうしたこの経歴の持ち主が、國民に対して大きなこれは私は犯罪であると思ひますけれども、経歴を持つておられる青木君が内閣委員会で憲法調査会法、あるいは国防會議構成等に關する――重要ではございますが、まさに日本の民主主義、あるいは平和主義、憲法をじゅうりんし、そして国防會議によつて戦争を再び行おうとする法律の推進、しかも国会の権限をもじゅうりんして、基本的な国会の使用、あるいは権限をもじゅうりんし、これを強引に通過させようとする役割を果されるということは、まことにこれは因縁淺からざるものがあると思ひるのであります。

私はここに四月の十五日文化放送によつて全國民の耳に入られましたA級戦犯という録音の記録を持つております。この詳細を読みますことは省略をいたしますけれども、その中にはきわめてこれは私どもがびっくり然とする発言がございします。あるいは橋本欣五郎君は今度の参議院選挙にも立候補するといふこととありますけれども、彼もまた大東亜戦争、太平洋戦争について責任を感せず、「王手がないいくさをやつとんだ。それなら飛車角を行きやよかつたんだ」、これがまだほか

にもありますが省略いたしますが、これが非常に僕は悪かつたと思ふ、戦争についての責任がなくやう方が悪かつたのだ、誤算だといふお話しであります。全部は読み上げませんが、鈴木貞一君のごときは、戦争責任は國民にあるのだ。「責任」といふ言葉、もし國民が戦争を本當に欲しないといふそれが政治の上に本當に強く反映しておればだ、それはその出来ないワケなんだ、例へば、治安維持法があつたとか、言論の自由を許されておらなかつたとか、そういう点を考へるとやゝり、そんなことはありえなかつたのだ」といふ言ひ分に対して、「治安維持法にしたらところが、総動員法にしようが、議會でやるんだ。ネー議會でやるんだから、その政治力が、そういうものはいかんといふことであればだ、その出来ないわけなんだ。そういうものを作つたといふことはつまり、自分がそれを承認してだ、そういうものに服するといふ事にしたんだから、自らが自らを縛つていような格好になつてゐるんだよ、と僕は思ふんだ。荒木貞夫君が、「ジャングルの中に入つたヤツが一番脱け出すためにい

いは逆コースをとるんだ、と。こりや困つたナと思つたら、もとの道をズーとやらして太道りに出て、もう一回考へなおして、出ていくんだ、と」だから「憲法の問題、グズグズ何か云うなら、五ヶ条の御誓文でいいじゃないか、と。」「教育勅語によつて教育の根本を、たてるべきものなり。と、こゝう結論します。教育勅語というものは、立派な最高道徳、標準を示されておるんだ、こゝういふ工合に果敢から出てきましたA級戦犯の諸君が異口同

に出てきましたA級戦犯の諸君が異口同

に出てきましたA級戦犯の諸君が異口同

内閣委員長青木一男君不信任の動議に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(宮田重文君) 挙手少数と認めます。

よって本動議は否決されました。

委員長の復席を願います。

〔理事宮田重文君退席、委員長着席〕

○委員長(青木一男君) これより国防会議の構成等に関する法律案の討論に入ります。

暫時休憩いたします。

午後六時十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十一年六月五日印刷

昭和三十一年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局